

平成26年 3 月 31日

了 解 事 項

警察庁交通局交通規制課長

高木 勇人



国土交通省道路局道路交通管理課長

池田 豊人



「一般有料道路指針における情報提供装置の設置運用に関する指針」（平成8年3月25日付け警察庁丁規発第36号、建設省道交発第10号）記2に基づき、平成26年度までに供用予定を含む下記の一般有料道路を分類する。

記

道路名（有料区間）	県 警	分 類
仙台南部道路	宮城	(2)高規格幹線道路又は都市高速道路（首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡北九州高速道路、広島高速道路）に接続する道路及びこれらに接続する道路
首都圏中央連絡自動車道（東金～松尾横芝）	千葉	(1)高規格幹線道路
首都圏中央連絡自動車道（稲敷～大栄JCT）	茨城	(1)高規格幹線道路
	千葉	

道路名（有料区間）	県 警	分 類
首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡～境古河）	茨城	(1)高規格幹 線道路
	埼玉	
首都圏中央連絡自動車道（相模原愛川～八王子JCT）	警視庁	(1)高規格幹 線道路
	神奈川	
首都圏中央連絡自動車道（寒川北～海老名JCT）	神奈川	(1)高規格幹 線道路
東海環状自動車道（大垣西～養老JCT）	岐阜	(1)高規格幹 線道路

以 上